

令和5年2月20日

津山市水道局建設工事等入札参加資格者 各位

津山市水道局

現場代理人及び監理技術者等の兼務の取扱いについて（お知らせ）

津山市水道局発注の建設工事に係る現場代理人及び監理技術者等の兼務の取扱いについて、次のとおり見直しを行い、令和5年4月1日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う建設工事において適用するのでお知らせします。

I. 主な見直しのポイント

・現場代理人

○通常工事の兼務

【従 来】 3件まで

当初請負金額（建築一式工事については当初請負金額の2分の1の額）の合計が
3,500万円未満

【見直し】 3件まで

当初請負金額（建築一式工事については当初請負金額の2分の1の額）の合計が
4,000万円未満

・営業所の専任技術者

○非専任の主任技術者との兼務

【従 来】 3件まで

当初請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満

【見直し】 3件まで

当初請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満

Ⅱ.見直しの概要

1 現場代理人の兼務の取扱い

次の（１）、（２）のいずれかの要件に該当する場合には、複数の工事において現場代理人の兼務を認めるものとします。

（１）次の全ての要件を満たす場合

	兼 務 の 要 件
対象工事	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事であって、工事現場が同一の場所又は隣接した場所において同一の建設業者が施工する場合で、発注者が認めるもの。
件 数	兼務する工事（津山市、国及び県が発注する工事を含む。）の件数は制限しない。
地 域	兼務するそれぞれの工事現場が津山市内であること。

（２）次の全ての要件を満たす場合

	兼 務 の 要 件
件 数	兼務する工事（津山市、国及び県が発注する工事を含む。）の件数が3件以内であること。 上記（１）に該当する工事は、複数件でも1件とする。
金 額	兼務する工事の当初請負金額（建築一式工事については当初請負金額の2分の1の額）の合計が 4,000万円未満 であること。
地 域	兼務するそれぞれの工事現場が津山市内であること。
主任技術者との兼務	主任技術者は、他の工事の現場代理人を兼務できない。
そ の 他	・兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。 ・監督員と常時連絡が可能な体制にあること。

2 営業所の専任技術者の兼務の取扱い

次の全ての要件に該当する場合には、複数の工事において専任を要しない工事の主任技術者として兼務を認めるものとする。

	兼 務 の 要 件
件 数	兼務する工事（津山市水道局（津山市を含む）発注の工事に限る。）の件数が3件以内であること。
金 額	兼務するそれぞれの工事の当初請負金額が 4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満 であること。
地 域	兼務するそれぞれの工事現場が津山市内であること。
現場代理人との兼務	現場代理人との兼務は認めない。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・当該営業所において請負契約が締結された工事であること。・当該営業所との間で常時連絡が可能な体制にあること。・受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。